

# 米国裁判所の法解釈における WTO 裁定の規範的効果 (一)

——国際法と国内法の動態的關係を把握する視座——

小林友彦

## 目次

はじめに

### 第一章 現 象

#### 一 GATT 決定および WTO 裁定の法的地位

##### (1) 国際法上の地位

① GATT 決定

② WTO 裁定

##### (2) 国内法上の地位

① GATT 決定

② WTO 裁定

#### 二 米国裁判所の実行

##### (1) GATT 決定に関する実行

① 「ゼニス社」事件

② 「ブラジル履物」事件

③ 「イルカ・マグロ」事件

④ 小 括——WTO 協定発効前の状況——

##### (2) WTO 裁定に関する実行

① 「ガソリン」事件

- ② 「ビルマ法」事件
- ③ 「DRAMS」事件
- ④ 「一六六年法」事件
- ⑤ 「エビ・ウミガメ」事件

三 小 括——WTO裁定が米国法解釈において尊重される傾向——（以上、本号）

### 第二章 理論的解明

#### 一 既存の国際法概念の適用可能性

(1) 「間接適用」

(2) 「調整」

① 調整理論の再構成

② 再構成された「調整」概念の適用と、その問題点

#### 二 さらなる法概念の探求

(1) 規範的効果の存在

① 論じる意義

② 規範的効果の存在

(2) 「トランスナショナルな法過程」の意義と限界

① 意義

② 限界

(3) 「比較法」概念の可能性

① 概念の射程

② 有用性

まとめ

## はじめに

国際法を実現するためにほとんどの場合、国内実施が必要となるため、国際法の国内における法的効果を明らかにすることが、国際法学にとって不可欠とされてきた。<sup>(1)</sup>特に、「国際経済法の主要な機能は国家「間」ではなく国家「内部」の利害の調整にあるとすらいえるのかもしれない」という指摘さえある。<sup>(2)</sup>本稿では、WTO裁定の米国裁判所における

取り扱いについて実証分析を行うことを通して、国際法と国内法の関係を把握する視座を探る。

国際条約の国内適用に関しては、すでに岩沢雄司による卓越した先行研究がある。岩沢によれば、条約の国内法上の地位の問題は、「国内的効力」、「直接適用可能性」(国内適用可能性) および「国内的序列」という三つの問題に整理され<sup>(3)</sup>、条約は国内法に受容されること自体で「国内的効力」を持ち、他方で「直接適用可能性」および「国内的序列」は原則として国内法によって決定されるという。しかし、最も注目すべきは、条約がそれ以上の措置の必要なしに国内で適用されうるという意味での「直接適用可能性」を「相対的」に把握し、「直接適用可能性」のない条約でも国家機関に権限を付与したり国内法の解釈基準となったりすることの意義を強調している点である。「条約は、国内において、直接適用可能でなくても、その他の効果を持ちうる。直接適用可能性は、条約が国内においてもつ効果の一つにすぎないのである<sup>(4)</sup>」。いわゆる「直接効」を含む広義の概念として「直接適用可能性」を理解しても、「その他の効果」をも含めた法的効果についての包括的な研究は、いまだ十分ではない。これまで主として国際法学に委ねられてきたにもかかわらず、近年は憲法学者の研究が増えているのも、そのためかもしれない<sup>(6)</sup>。また今日では、条約等の規定のみならずそれらを解釈・適用した国際機関による裁定の国内法上の効果についても問題となっている。国際法と国内法の関係を「拘束力」や「適用可能性」に限定されない複雑で濃密なものとして正面から受けとめて、国際法平面と国内法平面にわたる多元的分析と総合的な理論構築に取り組むことが求められているのである。

さて、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定<sup>(7)</sup>およびその附属書(以下、WTO協定)は、一九四七年の関税と貿易に関する一般協定<sup>(8)</sup>(以下、四七年GATT)と比べてさまざまな面で規律が深化し拡大した。なかでも、紛争処理手続が格段に整備された点で劇的に発展を遂げた。WTO協定の実現のためには、協議、小委員会審理、さらには上級委員会審理を通して紛争解決機関によって採択されるWTO紛争処理裁定(以下、WTO裁定)が適切に履行されることが重要であるの言うまでもない。そして、発足後の七年間の間に、WTO裁定は法解釈や発展に大きな役割を果たしてきた。

そのため、WTO裁定がどのように国内法に受容されるかが重要な問題となる。ただし、このWTO裁定には国際法上の拘束力があるとはいえず、とりわけ経済超大国に対しては、対抗的措置等の外的・政治的な圧力のみでは実効的な遵守を確保できない。それゆえ本稿では、WTO裁定の国際法平面上の規範的效果を整理した上で、その国内法上の規範的效果を探る。まず第一章において、国内法令・措置のWTO協定適合性を判断した個別のWTO裁定が、当該事件の当事国の国内裁判所での当該法令・措置の合法性の解釈に際してどのように扱われたか、実証的に分析する。つづいて第二章で、そこで確認された現象がいかなる規範的性質を持つものであるか、理論的な整理を試みる。

分析対象を特定する眼目を説明しておこう。第一に、「WTO」を対象分野とするのは、国際法が国内的規律と密接に結びついている国際経済法の中でも、たとえば百四十を超える加盟国・地域を有し世界の物品貿易の九割以上を規律する点で、最も主要な国際制度の一つだからである。前身たるGATTとも比較対照しつつ分析する。第二に、WTO「協定」ではなくWTO「裁定」を対象とするのは、WTO協定の効力とは別の、個別のWTO裁定ごとに生じる具体的な国内法上の効果に焦点を当てるからである。WTOにおいて紛争処理手続は豊かな法解釈・発展であり、米国においてもそれに対応した裁判例が蓄積されている。それゆえ、WTO法と米国法の間関係を理解するためには、WTO協定発効後の具体的な解釈実行を追跡する必要がいつそう大きい。第三に、特に「米国」における実行を探るのは、最大の貿易国であり国内経済法制も整備されている一方で、WTO協定の国内法上の地位を制限する姿勢が最も顕著だからである。それによって、米国とほぼ同様に位置づけているECはもとより、<sup>(10)</sup>いまだ不明確な日本法上の位置づけに関しても示唆を得られるだろう。第四に、米国の「裁判所」を対象とするのは、行政機関の判断に司法審査を及ぼしうる国内法の有権的な解釈・適用機関としてである。たしかに国際裁定による解釈的展開の国内法上の効果は議会や行政によっても規律される事項であるものの、具体的な争訟において国内法上の効果を判断する際には、裁判所が主要な役割を果たしている。<sup>(11)</sup>第五に、米国「法」のなかでも憲法ではなく連邦法や州法に着目するのは、これらと国際法との関

係が「実際に一番重要な意味をもつ」からである。<sup>(12)</sup>最後に第六に、同一の争点について WTO 紛争処理手続と国内裁判手続の両方で審理された事例のみを取り上げるのは、WTO 裁定の国際法上の効力に関して、紛争当事国に対する効力とその他の効力とを区別し、前者が存在する場合に分析を限定するためである。<sup>(14)</sup>

本稿の目的は、国際法と国内法との微妙な関係を法律学の観点から効果的に把握するための視座を得ることにある。従来、国際法の国内的効力は国家の自由な選択の問題だとして放置される傾向があったものの、実際には国家の行為に対して国際法または国際裁定が規範的效果を与える場合があることはすでに認められている。<sup>(15)</sup>とりわけ WTO 法においては、WTO 裁定の国際法上の拘束力についてさえ文言上は明らかではなく、形式的な拘束力に局限して分析するのは、いっそう適切でない。WTO 裁定が国内法解釈になんらかの影響を与えたという見解は目新しいものではないといえ、<sup>(16)</sup>本稿は、国際法が実行を通して国内法に受容される動態的な過程を包括的に把握するための規範分析を試みる。そのため、「規範的」な効果か「政治的・政策的」効果・配慮か、あるいは「国際法上の」効果か「国内法上の」効果か、といった点について、規範の淵源や存在形式から一義的に峻別することなく実証分析を行い、その後には性質決定を行うことに留意されたい(第二章一(1)参照)。

## 第一章 現象

米国内法上の WTO 裁定の取り扱いについては、近年興味深い実行が蓄積している。まず法的位置づけを整理した上で、実行を分析する。

### 一 GATT 決定・WTO 裁定の法的地位

#### (1) 国際法上の地位

## ① G A T T 決定

四七年 G A T T は、国際貿易機関 (I T O) 構想の挫折に伴い暫定適用議定書を法的根拠として運用された<sup>(17)</sup>。具体的には、内国民待遇・数量制限禁止・補助金やダンピングの規制といった主要な一般的義務を含む第二部について、「現行の法令に反しない最大限度において」<sup>(18)</sup>のみ適用された(いわゆる「祖父条項」)。また、組織的基盤も脆弱であった<sup>(19)</sup>。この四七年 G A T T とその後の補助協定からなる体制(以下、G A T T)においては、他締約国が違反を行ってなくとも第二三条や第二三条にもとづいて「利益の無効化又は侵害」があれば締約国は申立を行うことができたものの、紛争処理の手續は慣行を通じて形成されていったものであり、不明確かつ不統一だったと評価されている<sup>(20)</sup>。各補助協定にはそれぞれ別個の紛争処理手續が定められており、適用法の制限や法廷地漁りが問題となった<sup>(21)</sup>。各協定をめぐる具体的な紛争の処理は、五〇年代以降は個人を構成員として個別に設立されるパネルによって行われ、パネルは協定解釈および勧告を付した報告書を作成した。締約国団または理事会によるパネル報告の採択はコンセンサス方式によってなされ、採択された決定(以下、G A T T 決定)は、国際法上の法的拘束力を有した(四七年 G A T T 第二三条二項)。

## ② W T O 裁定

W T O では、G A T T と比べて、紛争処理手續が紛争解決に係る規則及び手續に関する了解(以下、D S U)<sup>(22)</sup>によって一元化されて、手続的にも実体的にも高度に整備された<sup>(23)</sup>。もちろん、多くの国内制度と同様に、事前協議や和解などによる処理も可能である。W T O 裁定の国際法上の効力は、W T O 協定の文言からは判然としないとはいえ、学説および実行から、W T O 裁定が有権的な W T O 協定解釈として当事国を法的に拘束することに争いはない<sup>(24)</sup>。国内的实施についても、W T O 協定に明確な規定はない。W T O 設立協定第十六条四項が国内的实施の確保を指示しているものの、これは一般国際法上の義務を再言したに過ぎないとする見解が学説や国家見解において有力である<sup>(25)</sup>。それゆえ、「国内法を国際法違反の理由として援用できない」という基本原則のみが妥当すると言われる。

実行上、WTO 裁定はこれまで大半が遵守されているが、制裁の威嚇によって履行が確保されているわけではない。<sup>(26)</sup> 対抗的措置は、違反措置と同種の措置に限定されないといえ、DSU 上はあくまで「一時的な措置」として位置づけられており<sup>(27)</sup> (DSU 第三条七項)、実効性の基礎が国家による自発的遵守にあることにかわりはないからである。WTO 発効後の紛争処理手続の執行を見ても、対抗的措置は行使国の経済活動を阻害する点で有効な選択肢たりえず、そのみでは不遵守を抑止・是正させる効果が強くないと言われる。<sup>(28)</sup> 経済超大国たる米国に対してはなおさらである。<sup>(29)</sup> それゆえにこそ、WTO 裁定の形式的な効力のみならず実質的な正当性が、遵守確保に大きな役割を果たしていると見られている。

## (2) 国内法上の地位

### ① GATT 決定

GATT の米国内法上の地位は、「はじめに」で参照したように、岩沢に従い三つの段階に整理できる。<sup>(30)</sup> まず、四七年 GATT は行政協定として位置づけられ、それ自体では「国内的効力」がないものの、大統領布告がなされた第一部から第三部については国内法に受容された。一九七九年の東京ラウンドにおいて作成された諸協定は、一九七九年通商協定法という個別の国内実施法によって編入された。<sup>(31)</sup> 「国内的序列」は、一般の条約については、条約と連邦法は等位であり相前後する場合は後の方が優位し、しかも後法たる連邦法が条約を排除する場合は明示の意思が必要とされる。<sup>(32)</sup> しかし四七年 GATT は、第一部と第三部が、連邦法との関係で等位に置かれた。第二部は、連邦法より劣位に位置づけられ、既存のまたは事後に成立した連邦法に適合する限りで実施された。<sup>(33)</sup> 東京ラウンド諸協定と国内実施法との間には、整合しない部分があった。<sup>(34)</sup> いずれの協定も、「直接適用可能性」は認められなかった。<sup>(35)</sup> GATT 決定の法的地位が GATT 諸協定の法的地位と異なるかどうかについては四七年 GATT の文面上は明らかでなかったものの、実行上は区別

され、GATT決定の法的効力は否定された。<sup>(36)</sup>

## ② WTO 裁定

まず、WTO「協定」については、第一に、「国内的効力」については、WTO協定が合衆国憲法第六条二項に定める手続によつてではなく「連邦議会が承認した行政協定」として承認されたことが問題とされることがある。とはいえ、合衆国憲法第一条第八節の解釈および憲法慣習に従い、経済法を含む一定の分野において「連邦議会が承認した行政協定」は適正な受容方式であり条約と同じ国内的効力を有する。<sup>(37)</sup> いずれにせよ、加盟に先立ち制定された国内実施法たるウルグアイ・ラウンド協定法（以下、UR協定法）によつて条約として米国法に受容されている。<sup>(38)</sup> 第二に、「国内的効力」は連邦法より下位にあり、既存の連邦法と違背する場合にはいかなる効力をも有さない（UR協定法第一〇二条a項）。第三に、「直接適用可能性」については、不明確である。私人が直接援用できるという意味での「直接効」ないし「援用可能性」は、UR協定法第一〇二条c項が明示的に否定しているが、「直接適用可能性」については明示の規定がない。<sup>(39)</sup> UR協定法の公定解釈である行政行為説明書（以下、SAA）において、国家機関がWTO協定を考慮に入れる可能性が認められているのは、<sup>(40)</sup> 連邦法に反しないかぎりで裁判所が直接適用しうる部分があることを示唆する。

しかしながらWTO「裁定」の方は、SAA、裁判例およびUR協定法第一〇二条b項（2）（B）によつて米国法上いかなる拘束力もないと明示されている。<sup>(41)</sup> WTO協定の法的地位とは切り離され、GATT決定と法的地位に変わりがない。<sup>(42)</sup> それゆえ、「国内的序列」と「直接適用可能性」はそもそも問題とならない。しかも、WTO裁定で国内行政措置がWTO協定違反だとされた後も、同条同項所定の手続を経ないかぎり行政がWTO裁定を考慮して措置を変更することは禁じられている（UR協定法第二二三条g項（1））。つまり、政治的・外交的配慮からWTO裁定に従うこともできないのである。

むろん、一般的には、岩沢が指摘するように多様な「間接適用」の可能性があり、かつ効果的である。<sup>(43)</sup> たとえば、条

約と連邦法の間の後法優位原則とも両立する法理として、国内法をできるかぎり国際法に適合的に解釈するという法理<sup>(44)</sup>（以下、国際法適合的解釈法理）が確立している<sup>(45)</sup>。また、国内法または国内法における一般概念の解釈基準として国際法を読み込むという形での間接適用もありうる<sup>(46)</sup>。しかしながら、国際法適合的解釈法理にも、国内法の内容が一義的に明確であると解釈される場合には当該国内法の文言に従うという内在的制約があるし、<sup>(47)</sup> いずれにせよ、UR協定法によって国内的効力を否定されたあるいは国内的序列において劣位に位置づけられた場合にまで適合的に解釈されるとは考えづらい。

このように、国際法上は確立した法的基礎をもつWTO裁定も、米国法上は依然として低い位置づけがなされている。これに従えば、「直接適用可能性」があろうとなかろうと、WTO裁定によって特定の米国連邦法のWTO協定違反が認定された場合に米国裁判所は当該連邦法のみ準拠して解釈および適用を行わなければならないため、WTO裁定の国内の実現は得られないことになるはずである。

では、米国裁判所の実行はどうだろうか。国内法上の地位が同じだとされたGATT決定に関連する実行も含めて、二〇〇二年九月現在までの米国における関連事例を網羅的に分析する<sup>(48)</sup>。

## 二 米国裁判所の実行

### (1) GATT決定に関する実行

① 「ゼニス社」事件——「日本の電機製品」補助金相殺措置と「米—関税撤廃延期」事件作業部会報告——

一九七六年、米国企業ゼニス社は、日本が電機製品の輸出に補助金を与えていると主張して相殺関税の賦課を求めた。その後、行政府がこの申立を退けたのを不当として、関税裁判所（現在の国際貿易裁判所）に行政訴訟を提起した。この請求を関税裁判所が認めたことがGATT違反か否かをめぐって国際紛争が生じ、日本によってGATTに紛争が付

託された<sup>(49)</sup>。国内訴訟が契機として発生したこの事件が、いわゆる「ゼニス」事件である。

G A T T 作業部会で採択された報告は、日本の措置の G A T T 適合性を確認した上で、係属中の控訴審たる関税特許控訴裁判所で仮に関税裁判所の判断が追認されれば米国の G A T T 違反となりうるとの重大な懸念を表明した<sup>(50)</sup>。補助金委員会の席では米国代表は当該作業部会報告への賛否の表明を控え、この報告が採択された<sup>(51)</sup>。それを受けて関税特許控訴裁判所は、行政協定たる G A T T の義務が連邦法の解釈に影響を及ぼさないとしつつも<sup>(52)</sup>、国際法を遵守する行政府の確立した慣行を重視すると述べて、関税裁判所の判決を破棄した。連邦最高裁判所の上告審判決（一九七八年）は、行政府の採用してきた解釈の正当性を認定する際に、行政府の解釈が G A T T と適合的であることを補足的に援用した<sup>(53)</sup>。

② 「ブラジル履物」事件——「ブラジル産非ゴム履物」補助金相殺措置と「米—履物」事件パネル報告——

政府がブラジルから輸入される非ゴム製履物に対して補助金相殺措置を課したことに對して、八五年に履物販売業者団体が措置の撤回を請求したのが、この紛争の発端である。ブラジルが G A T T の補助金協定および四七年 G A T T の違反を主張して補助金パネルおよび G A T T パネルに紛争を付託したことを理由に、国内訴訟は中断された。補助金協定違反の申立てを審理したパネルは、八九年に米国の補助金協定適合性を認め<sup>(54)</sup>、四七年 G A T T 第二三条違反の申し立てを審理したパネルは、九二年に米国の措置の四七年 G A T T 違反を認定する報告を出し、米政府も受諾を表明したため、G A T T 理事会で採択されて G A T T 決定となった<sup>(55)</sup>。

その後再開された訴訟で原告は、国際法適合的解釈法理が、行政判断への司法的謙抑の法理よりも優先すると主張した。これに對して、国際貿易裁判所（C I T）の履物流通小売組合事件判決（九四年）は<sup>(56)</sup>、G A T T 自体は米国法の一部として国内法上の拘束力を有することを認めつつも、その下で採択された G A T T 決定については、その判旨がいかに説得的であっても、国内法上の拘束力は認められないと判示した。また、このような法的性質は W T O 裁定（当時は W T O 協定が未発効）についても同様だと付言した<sup>(57)</sup>。この意味で、国際法適合的解釈法理が G A T T 決定および W T O 裁定

には及ばないことを示したのである。この判決は、GATT決定およびWTO裁定の法的性質について正面から審査した初めての判断として、その後指導的先例と位置づけられることになる。<sup>(58)</sup>

③ 「イルカ・マグロ」事件——海生哺乳類保護法にもとづく禁輸措置と「米—マグロ」事件パネル報告——

マグロ漁の際にイルカ混獲防止措置をとっていない国からのマグロ製品の輸入を禁じる海生哺乳類保護法の実施強制を求めて、環境NGOが行政政府を相手どって国内訴訟を提起した。第九巡回区連邦控訴裁判所のモスバカー事件判決(九一年)はこの主張を認め、同じマグロであっても、混獲防止措置の有無でもって区別して輸入を制限した。<sup>(59)</sup> この判決に従ってとられた行政措置に対して、メキシコがGATTパネル手続へ付託した。<sup>(60)</sup> この二つの事件を合わせて、以下では「イルカ・マグロ」事件と呼ぶ。紛争の発生経緯が後述の「エビ・ウミガメ」事件と似ており、国内紛争が直接に国際紛争を派生させた点も共通している。<sup>(61)</sup>

九一年の「米—マグロ輸入」事件GATTパネル報告は、米国の措置の四七年GATT違反を認定した。<sup>(62)</sup> この報告は採択に付されなかったものの、その判旨に沿ったかたちの国内法改正がなされたことで、<sup>(63)</sup> 紛争が解消した。その後国内訴訟が存在しないため、裁判所への影響は確認できない。ただし、国際紛争としては、マグロ製品の米国への輸出の中継国であったECと米国の間の紛争が派生し、あらたに付託されたGATTパネルにおいても、米国の違反が認定された。<sup>(64)</sup> しかしこの報告も米国の反対により採択されず、汎米イルカ保護協定の発効に伴う国内法改正によって九七年に米国が当該規制措置を廃止するまで、国際紛争は終息しなかった。しかも、米国による当該条約の実施をめぐる国内紛争はいまだに解消しておらず、<sup>(65)</sup> 国際法の実現が確保されていない。

④ 小 括——WTO協定発効前の状況——

「ゼニス社」事件では、国内訴訟の上訴審においてGATT作業部会報告が実質的な効果を与えたとする分析もある。<sup>(66)</sup> 他方で、この判決に対しては、直前になされた法制定によってコモン・ロー解釈が困難になったために様々な要素を羅

列した不明瞭な判旨だと指摘する者もいるため、<sup>(67)</sup>国内裁判所の国内法解釈におけるGATT決定の効果は判然としない。他方で、「イルカ・マグロ」事件では、その後GATTパネル報告（未採択）の法的効果が問われる国内訴訟がなかったため、分析できない。また、「ブラジル履物」事件は、依拠する協定によって異なるパネル手続がとられ、かつ判断も区々であったという点で、GATT体制下の紛争処理手続の不統一さが如実に表れた事例であり、GATT法解釈に関わる先例としての評価は難しい。以上より、米国裁判所のGATT決定の位置づけについて、実行からは確たる評価をしがたい。とはいえ一九九四年の履物流通小売組合事件判決は、WTO協定とUR協定法（当時はいずれも発効前）の文言に従えばWTO裁定の国際法上の拘束力および国内的効力が完全に否定されるという解釈を明確に示している。

## (2) WTO裁定に関する実行

### ① 「ガソリン」事件——大気浄化法の運用と、「米—ガソリン基準」事件裁定——

ガソリン排出物による環境汚染度を制限する目的で制定された「大気浄化法」に従い、九三年に行政府は、特定地域での通常ガソリン販売を許可するための基準（「品質基準」規則）を作成した。その中で、国内のガソリン関係業者と外国業者との間で異なる品質維持基準を設けたことが四七年GATT第一条および第三条に反するとして、ブラジルおよびベネズエラがWTO紛争処理手続に付託した。

WTO紛争処理小委員会は、GATT期の解釈に従って、米国の措置が四七年GATT第二〇条各号によって正当化されないと判断した。しかし上級委員会報告は、WTO協定解釈について小委員会の判断を覆して、第二〇条g号には該当するが、同条柱書の要件を満たさないことを理由として、結果として米国の措置は正当化されないと判断した。<sup>(68)</sup>

このとき米国裁判所には、環境保護局が大気浄化法を十分に執行していないと主張して実施強制を求めた訴訟が係属していたが、大気浄化法に関するWTOのこの判断が紛争解決機関で採択された後、ワシントン特別区連邦控訴裁判所

の「ウォレン社」事件判決（九八年）は、大気浄化法の運用の適法性を判断する際にこの WTO 裁定を援用して、政府の裁量行使の妥当性を認定する基準の一つとしている。<sup>(69)</sup>そして、WTO 裁定に従ってとられた政府の行為が米国法上も適法だと結論した。

② 「ビルマ法」事件——「マサチューセッツ・ビルマ法」と「米—政府調達」事件手続——

マサチューセッツ州議会は九六年に、経済的圧力をかけてミャンマーでの人権抑圧政策の変更を促すために、ミャンマーと取引のある企業から州公共部門が調達を行うことを禁じる州法たるミャンマー制裁法、いわゆる「ビルマ法」を制定した。<sup>(70)</sup>これに対して EU、日本および ASEAN は九八年に、WTO 政府調達協定違反を主張して小委員会の設置を要請した。<sup>(71)</sup>その直後に米国内の貿易業界団体も、同法が合衆国憲法に違反するとして州行政当局を相手に訴訟を提起した。同年一月のマサチューセッツ連邦地方裁判所判決は、同法が連邦行政権に属する外交権限を侵害し違憲だとした。<sup>(72)</sup>その際、「ビルマ法」が WTO 付託の原因だと指摘した EU、日本および ASEAN からの「法廷の友」(amicus curiae) 書面等を根拠としている。<sup>(73)</sup>この地裁判決によって「ビルマ法」の実施が差し止められたことを理由として EC、日本および ASEAN が小委員会審理の停止を求めたため、二〇〇〇年二月に小委員会は解散した。<sup>(74)</sup>

連邦最高裁判所の「クロスビー」事件判決（二〇〇〇年）も、WTO 紛争処理手続に訴えられたことおよび連邦政府も国際義務との抵触を憂慮しているとの認定にもとづいて、ミャンマーへの制裁に関して連邦議会が連邦政府に与えた権限を侵害したことを理由としつつ、控訴審と同様に地裁判決を支持した。<sup>(75)</sup>その際、私人の提訴権がないという UR AA 規定および行政政府が国内訴訟で WTO 裁定を証拠として利用しえないという SAA の記述を援用したマサチューセッツ州の主張に対しても、本件は州法と連邦法との抵触が争われているため UR 協定法によって制約されないとして退けた。<sup>(76)</sup>この判決にもとづいて「ビルマ法」が失効したことにより、紛争が解消した。<sup>(77)</sup>

③ 「DRAMS」事件——商務省規則三五三・二五と「米—DRAMS」事件裁定——

現代電子産業社（現在のハイニックス半導体社）をはじめとする韓国企業が生産したダイナミック・ランダム・アクセスメモリー半導体（DRAM）に対して取られたアンチダンピング（以下、AD）措置についての一九九七年の行政見直し手続およびその根拠となった商務省規則がWTOのAD協定と適合するか否かをめぐって、紛争が生じた。九七年に、韓国企業が米国で行政訴訟を提起したのと並行して、韓国は米国を相手どってWTO紛争処理手続に付託した。

WTO紛争処理小委員会では韓国の主張が認められたが、米国CITの「現代電子産業社対米国」事件判決（一九九年）は、国内裁判所がAD協定に国内法上拘束されるがWTO裁定には拘束されないと判示した上で、当該商務省規則がAD協定と整合的であるため違法性がないと判示した<sup>(78)</sup>。この結果、国際法上と国内法上で、AD協定の解釈が食い違ふこととなった。米国政府はWTO裁定を遵守するために商務省規則を改正したが<sup>(79)</sup>、その後も裁定の履行をめぐって再びWTO手続に付託されるなど、国際紛争は継続した。それと並行して米国内でも、具体的な措置の認定をめぐって訴訟が続いた<sup>(80)</sup>。

けつきよく二〇〇〇年九月に関係私人間でWTO裁定に沿った方針を確認する合意が成立した<sup>(81)</sup>ことで、同年十月に、国際紛争と国内紛争の両方が終結することになった<sup>(82)</sup>。

④ 「一六六年法」事件——一九一六年AD法と「米——一六六年法」事件裁定——

米国の一九一六年歳入法第七二条（以下、一六六年法）は、AD措置および補助金相殺措置を定める連邦法として、その後各種の通商法が成立した後も効力を保っていた。同法は、救済方法として反ダンピング課税ではなく三倍賠償や刑事罰等を認めていた。適用例は多くなかったが、あいまいでありかつ不当な抑止効果を与えるものとして他国からWTO協定違反の疑いを指摘されてきた。

九八年に、米国の鉄鋼メーカーであるホイーリング・ピッツバーグ社が、一六六年法にもとづく民事損害賠償と輸入差止を求めて日本企業を相手どって提訴した。これを受けて九九年に日本とECは、一六六年法自体がAD協定に反すると

主張してWTO紛争処理手続にそれぞれ付託した<sup>(83)</sup>。両方の小委員会報告で一六年法がそれ自体でAD協定違反だと認定され、その判断は、併合審理された上級委員会でも支持されて、二〇〇〇年九月にWTO裁定として確定した<sup>(84)</sup>。

WTOのこうした判断は、米国内訴訟で参照された。第六巡回区連邦控訴裁判所の「ホイーリング・ピッツバーク社対三井社他」事件判決（二〇〇〇年六月）は、むろん一六年法が国内法上有効であるにもかかわらず、日本とEUの申立にもとづく二つの小委員会報告の存在に言及して、一六年法を制限的に解釈したのである<sup>(85)</sup>。その際、WTOの小委員会によって解釈されたWTO協定が国内法を破るわけではないとはいえ、連邦議会には国際条約を遵守する意思があると確認している。

⑤ 「エビ・ウミガメ」事件——絶滅危惧種法第六〇九条と「米—エビ輸入」事件裁定——

エビ漁の際にウミガメ混獲防止装置が装備されていない国からのエビ輸入を禁じた絶滅危惧種法第六〇九条の地理的適用範囲をめぐって米国で行政訴訟が提起された。行政機関の作成した実施指針では国際的批判を避けるために地域を限って実施されていたことに対して、環境NGOが指針の取消と法の完全な実施を求めたのである。第一次訴訟におけるCIITの九五年十二月の「EII対クリストファー」判決（以下、第一次判決）<sup>(86)</sup>は、外交政策や国際義務を理由として明白な国内法上の義務を破ることはできないとして行政の抗弁を退け、同条を全世界的に適用するよう命じて、四カ月という期限も定めた。その後の期限延長申請は棄却され<sup>(87)</sup>、上訴も連邦巡回区控訴裁判所によって却下された<sup>(88)</sup>。さらに、第六〇九条に基づく輸入制限基準に関する第二次訴訟の九六年一〇月の「EII対クリストファー」判決（以下、第二次判決）<sup>(89)</sup>において、行政の採用した「船別基準」が不適法であり「国別基準」をとるべきだと判示され、当時の行政指針にもとづく措置が差し止められた。判決執行停止請求も棄却された<sup>(90)</sup>。

そもそも九五年の第一次判決の直後から、判決が命じたように諸国の事情を考慮せずに期限を切って国内法を適用すれば米国のWTO協定違反となりうると各国から懸念が表明されていた<sup>(91)</sup>。とりわけ第二次判決が出されたことに対応し

(92) て、エビ輸出国であるマレーシアなど四ヶ国は、四七年GATT第一条違反を主張してWTO紛争処理手続に付託した。このようにして、米国内の法的紛争が国際的な法的紛争へと波及したのである。(93) この多元的な紛争が、「エビ・ウミガメ」事件である。その後WTO手続では、米国の四七年GATT違反を認定するWTO裁定が九八年に出された。問題とされた第二次判決は、WTO小委員会報告が出された後の九八年六月の「EII対オルブライト」判決(第二次訴訟控訴審判決)によって、原告からの訴えの取り下げにもとづく第一審裁判所の管轄権不存在を理由に取り消された。(94) とはいえ、この控訴審判決によっても第一次判決は確定した判断として扱われたし、(95) 原告の再訴も禁じられなかった。そのため、国際紛争に影響はないと見なされて、(96) WTO手続はそのまま進行した。九八年の、米国の四七年GATT違反に関するWTO裁定は、(97) 第六〇九条自体がではなく、第一次・第二次判決に加えて行政政府による国際交渉の懈怠など、同条の運用の仕方が四七年GATTに違反すると判示した。

行政政府がWTO裁定の遵守のために第二次判決以前の方針に戻した行政指針を九九年に作成しなおしたことに對して、従前からの行政訴訟の原告であった環境NGOは、再び第六〇九条の実施を求めてCITに提訴した(第三次訴訟)。この訴訟の中間判決である「TIRN対デイリー」判決も、行政政府の法解釈と行政指針が第六〇九条に違反すると判断した。(98) それにもかかわらず、この訴訟の差止請求および訴訟費用請求について判断した二〇〇〇年の終局判決である「TIRN対マレット」判決(以下、第二次判決)は、国際義務の遵守としての行政行為を尊重すると判示し、デイリー先決判決が行った違法宣言以外に、具体的な措置や差止を命じなかった。(99)

マレーシアは、この第三次判決についても、依然としてWTO裁定違反を継続させる解釈を示すものと主張して、WTO裁定の不履行を争うDSU第二一条五項にもとづいて再びWTOの場で争った。しかし、小委員会および上級委員会はいずれも米国が適正に履行していると判断し、(100) 二〇〇一年一月に、DSU第二一条五項手続WTO裁定として確定した。(101) この裁定では、米国行政政府が九八年のWTO裁定後に諸外国と誠実な交渉を続けていることに加えて、第三

次判決によって、米国裁判所が行政政府のWTO裁定履行を実質的に承認したと評価できることが、履行認定の理由としてあげられた。

その後、第三次判決の控訴審判断として出されたのが、連邦巡回区控訴裁判所の「TIRN対エヴァンズ」判決（二〇〇二年三月）である。<sup>(102)</sup> このエヴァンズ判決は、第三次判決によって行政政府はWTO裁定を国内法上も遵守できるようになったと評価した。また、WTOのDSU第二一条五項手続WTO裁定が米国のWTO裁定適合性を認定した理由についても、第三次判決で行政政府のWTO裁定遵守が容認されたことが理由の一つだったと分析した。エヴァンズ判決の本案判断は、主として制定者意思および文言の解釈から、争点であった第六〇九条の解釈として行政政府による解釈である「船別基準」の方が正当だと判示して、これまでの判例を覆した。第六〇九条の文言が明白である以上、対外政策に関する謙抑なども働く余地はなかったと付言している。当然、行政政府に対する差止措置の申請も退けられた。二人の裁判官による多数意見に対して、ニューマン裁判官は、WTO裁定が不当に考慮されたと批判する反対意見を付した。この判決に対しては再審理が申立てられたが、連邦巡回区控訴裁判所における二〇〇二年八月の全員法廷決定によって、却下された。<sup>(103)</sup>

### 三 小 括——WTO裁定が米国法解釈において尊重される傾向——

以上の事例研究から明らかになったように、意外にも米国裁判所は、自国に不利なWTO紛争処理手続と同一の争点を有する事件において、明示的な理由はともあれ、WTO裁定と適合的に国内法を解釈している。「ビルマ法」事件では、WTO裁定に至る前に紛争が終結しているためWTO裁定の効果が直接に判断されなかったとはいえ、WTO協定の条文とは異なるWTO紛争処理手続が、国内裁判所の国内法解釈に影響を及ぼしたことを示唆している（第一章二（2）②）。「DRAMS」事件では米国裁判所がWTO裁定の法的効果を否定したが、その後の訴訟係属中にWTO裁

定に適合する内容の私人間合意が成立したことで、紛争が終結している(第一章二(2)③)。WTO紛争処理における国内実施の重要性を示していると同時に、国際紛争と国内紛争の間に密接な連関が存在したことも示している。<sup>(104)</sup>「ガソリン」事件と「一六六法」事件では、明らかにWTO裁定と調和的な国内法の解釈・適用がなされている。なかでも「エビ・ウミガメ」事件では、国際法を破つてでも実現されることを意図して制定された国内法の実施が争点であり、かつ、国内裁判所が意識的にWTO協定違反となつてでも国内法を実現させるよう命じたことで国際紛争が引き起こされた点で、最も困難な不整合が存在した。それにもかかわらず、この事件においてもWTO裁定と適合的な法解釈・適用がなされたという点は注目に値する。

いずれのWTO裁定も、米国の国際義務違反を認定する不利な内容であり、かつ、いわゆるネガティブ・コンセンサス方式に従つて米国の同意を必要とせずに採択されている。それにもかかわらず、米国内裁判所のいずれの判決も、利害関係者からの主張立証にもとづいて審理が尽くされた結果の司法判断であり、UR協定法やSAA、さらに先例としてのフットウェア判決といった制約要因についても確認されたうえで、あえてこのような法解釈・適用がなされている。それゆえ、とりわけGATT期の実行と比較してみたとき、WTO成立後の一連の実行から、明確な方向性を見てとることができるだろう。つまり、WTO協定の国際法上の効力からは説明できない独自の効果を、WTO裁定は国内法の解釈・適用に対して及ぼしているのである。

さらに、WTO手続と国内訴訟手続とを並行して分析したことで、国内訴訟手続がWTO手続と密接な連関を持ちながら進行していることがわかった。こうした法実践については、これまでのように「直接適用可能性」の有無や「国内的序列」から把握しようとすることはいっそう困難である。他方で、司法過程における連続した意識的な法解釈・適用実行であるため、単に「政治的・政策的配慮」がなされたとして放置することもできない。国際紛争と国内紛争が密接に連関して展開するこうした動態的な法過程を説明する、包括的かつ実用的な法理論が求められているのである。

- (1) H. KELSEN, GENERAL THEORY OF LAW AND STATE, 343 (1945); M. Virally, *Sur un pont aux anses: Les rapports entre droit international et droits internes*, in MELANGES OFFERTS A HENRI ROLIN, PROBLEMES DE DROIT DES GENS 488, 494 (Pedone 1964); B. Conforti, *Notes on The Relationship between International Law and National Law*, 3 INTERNATIONAL LAW FORUM 18 (2001); C. SANTULLI, LE STATUT INTERNATIONAL DE L'ORDRE JURIDIQUE ETATIQUE: ETUDE DU TRAITEMENT DU DROIT INTERNE PAR LE DROIT INTERNATIONAL 540p (2001).
- (2) 岩沢雄司『WTOの紛争処理』(一九九五)一六頁。
- (3) 岩沢雄司『条約の国内適用可能性』(一九八五)二八六頁。
- (4) 同右 三三二頁; J.H. Jackson, *Status of Treaties in Domestic Legal Systems: A Policy Analysis*, 86 AMERICAN J. INT'L L. 310, 317-9 (1992).
- (5) 中川淳司『国内裁判所における国際法適用の限界——GATT/WTO協定の場合——』『国際法外交雑誌』一〇〇巻(二〇〇一)一〇八頁。
- (6) 最近の力作として、齋藤正彰『国法体系における憲法と条約』(二〇〇一)。
- (7) Agreement Establishing the World Trade Organization, 33 INT'L LEGAL MATERIALS 1125 (1994).
- (8) General Agreement on Tariffs and Trade, 55 UNTS 194 (1947).
- (9) D.M. McRae, *The Contribution of International Trade Law to the Development of International Law*, 260 RECUEIL DES COURS 99, 216-8 & 223-4 (1996); 小森光夫『国際公法秩序における履行確保の多様化と実効性』『国際法外交雑誌』九七巻(一九九八)一一八〇頁。See also United States — Sections 301-310 of the Trade Act of 1974, Report of the Panel, WT/DS152/R, adopted on 27 January 2000, paras. 7.80-7.82 (1999).
- (10) 94/800/EC, O.J. 1994 L336/1, 1 (1994).
- (11) J.H. Jackson, *United States*, in THE EFFECT OF TREATIES IN DOMESTIC LAW 141, 145 (F.G. Jacobs & S. Roberts eds., Sweet & Maxwell 1987); 深津栄一『国際社会における法適用過程の研究』(一九六九)一六一頁。中川『前掲注(5)』九二頁。
- (12) 高野雄一『新版 国際法概論(上)』(一九六〇)八一頁。
- (13) H.H. Koh, *Paying Decent Respect to International Tribunal Rulings*, ASIL PROCEEDINGS, 2002, 45, at 47 (2002). 別紙として、関野ヤシの法論稿において米国裁判所がGATT決定またはWTO裁定を援用した実行も数件存在する。American Express Company v. the United States, 472 F.2d 1050, 1059-60 (Court of Customs and Patent Appeals [hereinafter, C.C.P.A.] 1973); Delverde, Srl v. United States et al., 202 F. 3d 1360 (C.A.Fed Cir. February 2, 2000).
- (14) 岩沢『前掲注(3)』三三五頁参照。
- (15) J.J. Paust, *Domestic Influence of the International Court of Justice*, 26 DENVER J. INT'L L. & POL'Y 787, 789 (1998); S. Djajic, *The Effect of International Court of Justice Decisions on Municipal Courts in the United States*: Beard v. Greene, 23 HASTINGS INT'L & COMP. L. REV. 27 (1999).
- (16) D. Herz, *Effects of International Arbitral Tribunals in National Courts (II)*, in INTERNATIONAL LAW DECISIONS IN NATIONAL COURTS 177, at 219

- (T. Franck & G. Fox eds., *Transnational 1996*); G. de Búrca & J. Scott, *The Impact of the WTO on EU Decision-Making, in THE EU AND THE WTO: LEGAL AND CONSTITUTIONAL ISSUES 1*, 29-30 (G. de Búrca & J. Scott eds., Hart 2001); R.H. Yexya & D.J. Marantis, *Assessing the New WTO Dispute System: A U.S. Perspective*, 32 *INTERNATIONAL LAWYER* 795, 808-9 (1998).
- (17) Protocol of Provisional Application of the General Agreement on Tariffs and Trade (October 30, 1947); 小寺彰, 「GATTの法的地位」 貿易と関税三八巻一号(一九九〇) 三九頁参照。暫定議定書は国際法上の条約であり、米国は一九四七年に締結された最初の暫定議定書の当事国である。
- (18) *Id.* Article 1(b); 岩沢、前掲注(2)、四頁参照。
- (19) 小寺彰, 『WTO体制の法構造』(二〇〇〇) 十四頁。
- (20) 岩沢、前掲注(2)、一八一—一九頁。
- (21) 同右、二二—二八頁。
- (22) Understanding on Rules and Procedures Governing The Settlement of Disputes, Annex 2 to the WTO Agreement, 33 *I.L.M.* 1234 (1994).
- (23) 岩沢、前掲注(2)、七四—一五一頁; 小寺、前掲注(19)、一九—五九頁。
- (24) J.H. Jackson, *The WTO Dispute Settlement Understanding—Misunderstandings on the Nature of Legal Obligation*, 91 *AMERICAN J. INT'L L.* 60, 63-4 (1997); 岩沢、前掲注(2)、一三七頁。
- (25) Statement of Administrative Action [hereinafter, SAA], reprinted in H.R. Doc. No. 103-316, Vol. 1, 657, 666 & 1241 (1994); F. Weiss, *From Havana to Marrakesh: Treaty Making for Trade*, in *ESSAYS ON LAW OF TREATIES* 155, 163 (J. Klabbers & R. Lefeber eds., Martinus Nijhoff 1998).
- (26) 中川、前掲注(5)、一一四頁。
- (27) GATT一九七九年紛争解決了解第七条、DSU第一一条一項。See P.T.B. KOHONA, *THE REGULATION OF INTERNATIONAL ECONOMIC RELATIONS THROUGH LAW* 227 (1985); J.G. MERRILLS, *INTERNATIONAL DISPUTE SETTLEMENT* 219 (3rd ed. 1998).
- (28) C.M. Valles & B.P. McGivern, *The Right to Retaliate under the WTO Agreement: The "Sequencing" Problem*, 34(2) *J. WORLD TRADE* 63, 84 (2000).
- (29) R. Behhoodi, *Legal Reasoning and the International Law of Trade: The First Step of the Appellate Body of the WTO*, 32(4) *J. WORLD TRADE* 55, 65 (1998); J. Pauwelyn, *Enforcement and Countermeasures in the WTO: Rules Are Rules—Toward A More Collective Approach*, 94 *AMERICAN J. INT'L L.* 335, 338 (2000).
- (30) 岩沢、前掲注(3)、二八六頁。

- (31) J.H. Jackson, *United States, in IMPLEMENTING THE TOKYO ROUND 139*, 159 (J.H. Jackson, J.V. Louis & M. Matsushita eds., U. Michigan P. 1984).
- (32) United States v. The Palestine Liberation Organization, 695 F. Supp. 1456, 1464 (S.D.N.Y., 1988); J.H. Jackson, *US Constitutional Law Principles and Foreign Trade Law and Policy, in NATIONAL CONSTITUTIONS AND INTERNATIONAL ECONOMIC LAW* 65, 70 (M. Hill & E.-U. Petersmann eds., Kluwer 1993).
- (33) J.H. Jackson, *The General Agreement on Tariffs and Trade in United States Domestic Law*, 66 MICHIGAN L.R. 249, 294 & 312 (1967).
- (34) Jackson, *supra* n. 31, at 160-1.
- (35) 平賀「米國法における WTO の法的地位」商大論集三七巻六号(一九八六)一二六頁; 中川「前掲注(5)」一〇二頁、一〇七頁; H. BAAB, GATT UND WTO IM RECHT DER USA, 161 (2001).
- (36) Footwear Distributors and Retailers of America v. U.S., 852 F.Supp. 1078, at 1093 (C.I.T. 1994), *appeal dismissed*, 43 F.3d 1486 (Table) (C.A.Fed.Cir. 1994).
- (37) J.C. Yoo, *Law as Treaties? The Constitutionality of Congressional Executive Agreements*, 99 MICHIGAN L.R. 757, 822-3 (2001).
- (38) Uruguay Round Agreement Act [hereinafter, URAA], Public Law 103-465, 19 USC 3501 note; 108 Stat. 4809 (signed into law by the President on December 8, 1994).
- (39) *Id.* Art. 102(d), 19 U.S.C. § 3512 (d); *Section 301, supra* n. 9, para. 7.109.
- (40) SAA, *supra* n. 25, at 670 & 676.
- (41) URAA, *supra* n. 38, Art. 102(b)(2)(B); SAA, *supra* n. 25, at 675 & 1032; *Footwear, supra* n. 36, at 1096.
- (42) SAA, *supra* n. 25, at 1032.
- (43) Y. IWASAWA, INTERNATIONAL LAW, HUMAN RIGHTS AND JAPANESE LAW 82 (1998); J.J. PAUST, INTERNATIONAL LAW AS LAW OF THE UNITED STATES 62-3 (1996).
- (44) *Ma v. Reno*, 208 F.3d 815 (C.A. 9th Cir. 2000).
- (45) *Murray v. The Schooner Charming Betsy*, 6 U.S. (2 Cranch) 64, 118 (S.Ct. 1804); *Section 301, supra* n. 9, para. 7.113. See *Debartolo Corp. v. Florida Gulf Coast Building & Construction Trades Council*, 108 S.Ct. 1392 (1999); J.M. ROGERS, INTERNATIONAL LAW AND UNITED STATES LAW 36 (Ashgate 1999).
- (46) 岩沢「前掲注(3)」三三三—三三三頁。
- (47) *Charming Betsy, supra* n. 45, 118; *Chevron U.S.A. Inc. v. Natural Resources Defense Council, Inc.* 467 U.S. 837, 842-3 (S.Ct., 1984), *reaf-*

- furned in Earth Island Institute v. Christopher*, 913 F. Supp. 559, at 575 (C.I.T. December 29, 1995) & *Turtle Island Restoration Network v. Daley*, 48 F. Supp. 2d 1064, 1078 (C.I.T. 1999).
- (48) L/4500 (May 16, 1977).
- (49) GATTと抵触する国内法の実施を私人が法的に請求できるようにしたのは、関税措置申請を退ける行政決定に対して提訴権を国内私人に与えた一九七四年通商法以降であり、「ゼニス事件」がその最初の適用例である。S.R. Berger, *International Trade: Countervailing Duties - United States v. Zenith Radio Corp.*, 562 F.2d 1209 (C.C.P.A. 1977), cert. granted, 46 U.S.L.W. 3511 (U.S. Feb 21, 1978) (No. 77-539), 19 HARVARD INT'L L.J. 403, 404 (1978). なお、この「ゼニス事件」事件から、この「米国の関税と貿易に関する連行を網羅的に分析する」。
- (50) Suspension of Customs Liquidation by the United States, Report of the Working Party, *adopted on* June 16, 1977, L/4508 (24S/134).
- (51) C/M/121 (June 16, 1977).
- (52) United States v. Zenith Radio Corp. 562 F.2d 1209, 1220 (C.C.P.A. 1977).
- (53) Zenith Radio Corp. v. United States, 437 U.S. 443, at 457 & 458 (S.Ct. 1978).
- (54) United States—Countervailing Duties on Non—Rubber Footwear from Brazil, Report of the Panel, *adopted on* October 4, 1989 (SCM/94).
- (55) United States—Denial of Most—Favoured—Nation Treatment as to Non—Rubber Footwear from Brazil, Report of the Panel, *adopted on* June 19, 1992 (DS18/R—39S/128). 米國政府は「報告の内容及び結論」の「結論」を要約した。GATT Doc. C/M/257, at 8 (July 10, 1992), cited in Herz, *supra* n. 16, at 204.
- (56) *Footwear, supra* n. 36; 註文「前掲注(55)の一四〇—一四一頁参照」。
- (57) *Footwear, supra* n. 36, at 1094.
- (58) Hyundai Electronics Co. v. United States, 53 F. Supp. 2d 1334, 1343 (C.I.T. 1999).
- (59) Earth Island Institute v. Mosbacher, 929 F.2d 1449 (C.A. 9th Cir. 1991).
- (60) J.R. Berger, *Unilateral Trade Measures to Conserve the World's Living Resources: An Environmental Breakthrough For the GATT In the WTO Sea Turtle Case*, 24 COLUMBIA J. ENVIRONMENTAL L. 355, 368 (1999).
- (61) Earth Island Institute v. Brown, 28 F.3d 76, 78 (C.A. 9th Cir. 1994). WTOの教員会議中の原産国との関税と貿易に関する。United States—Import Prohibition of Certain Shrimp and Shrimp Products, Report of the Panel [hereinafter *Shrimp Panel*], WT/DS58/R, para. 7.11 (1998).
- (62) United States—Restrictions on Import of Tuna [Tuna II], GATT Report of the Panel (DS21/R—39S/155), 30 I.L.M. 1594 (1991).
- (63) International Dolphin Conservation Act of 1992, Pub. L. 102-523, Sec. 1, October 26, 1992, 106 Stat. 3425.

- (64) United States—Restrictions on Imports of Tuna [Tuna II], GATT Report of the Panel (DS29/R), 33 I.L.M. 839 (1994).
- (65) *Defenders of Wildlife v. Hogarth*, 177 F.Supp.2d 1336 (C.I.T. 2001).
- (66) 表紙、前掲註(2)、六四頁、一四〇頁。
- (67) W.F. Schwartz, *Zenith Radio Corp. v. United States: Countervailing Duties and the Regulation of International Trade*, 1978 SUPREME COURT REVIEW 297, 302 (1978).
- (68) United States—Standards for Reformulated and Conventional Gasoline, Report of the Appellate Body, WT/DS2/AB/R, *adopted on May 20, 1996*, at 27 (WTO ed., Cambridge U.P. 1996).
- (69) *George E. Warren Corporation v. U.S. Environmental Protection Agency*, 159 F.3d 616, 624 (C.A.D.C.Cir. 1998).
- (70) マサチューセッツ州は米國政府の一部として政府調達協定上の義務を負う。WTO政府調達協定の地方レベルへの適用については、拙稿「貿易通商アラカルト 政府調達」貿易と関税五十巻七号(二〇〇二)、二六—二七頁参照。
- (71) United States—Measure Affecting Government Procurement, Request for Establishment of a Panel by the European Communities, WT/DS88/3, (September 9, 1998).
- (72) *National Foreign Trade Council v. Baker*, 26 F.Supp.2d 287 (D.C.Mass. November 4, 1998).
- (73) *Id.* at 291.
- (74) United States—Measure Affecting Government Procurement, Lapse of Authority for Establishment of the Panel, WT/DS88/6 & WT/DS95/6 (February 2000).
- (75) *Crosby v. National Foreign Trade Council*, 530 U.S. 363 (S.Ct. 2000); 39 I.L.M. 1234, 1235 (2001).
- (76) *Id.* 530 U.S. at 386 fn. 24.
- (77) 経済産業省通商政策局編『二〇〇二年版不正貿易報告書』(経済産業調査会・二〇〇二) 五〇—五二頁、松下満雄『国際経済法: 国際通商・投資の規制 [第三版]』(二〇〇一) 二二八—二二九頁。
- (78) *Hyundai, supra* n. 58, 1343.
- (79) 64 Federal Register 51236 (September 22, 1999).
- (80) *E.g., Micron Tech., Inc. v. United States*, 243 F.3d 1301, 1308 (C.A.Fed.Cir. 2001).
- (81) R. Brevetti, *Industry Agreement Expected to Lead to Termination of Korean DRAMs Case*, WTO REPORTER, October 3, 2000; 韓国外交通商省プレスリリース, *US Withdraws Anti-dumping Duties on Hyundai's DRAM Semi-conductors*, September 30, 2000.
- (82) [米国内手続] 65 F.R. 59391 (October 5, 2000); [WTO手続] WT/DS99/12 (October 20, 2000).

- (83) 海産物資源管理の重要性に関する一考察。
- (84) WT/DS136/8, WT/DS162/11.
- (85) Wheeling-Pittsburgh Steel Corporation v. Mitsui & Co., Inc. (C.A. 6th Cir. July 25, 2000).
- (86) *Christopher* 913, *supra* n. 47.
- (87) Earth Island Institute v. Christopher, 922 F.Supp. 616 (C.I.T. April 10, 1996).
- (88) Earth Island Institute v. Christopher, 86 F.3d 1178 [title] (C.A.Fed.Cir. May 14, 1996).
- (89) Earth Island Institute v. Christopher, 942 F.Supp. 597 (C.I.T. October 8, 1996).
- (90) Earth Island Institute v. Christopher, 948 F.Supp. 1062 (C.I.T. November 25, 1996).
- (91) Council for Trade in Goods, Minutes of Meeting on 19 March 1996, G/C/M/9, paras. 7.1-7.10 (1996). ASEAN・インド・韓国・タイ・シンガポール・韓国・タイ・韓国とASEAN。
- (92) R. Benedini, *Complying with the WTO Shrimp—Turtle Decision, in RECONCILING ENVIRONMENT AND TRADE* 413, 414 (E.B. Weiss & J.H. Jackson eds, Transnational 2001); Berger, *supra* n. 60, 379-80.
- (93) J.F. Morrill, *A Need for Compliance: The Shrimp Turtle Case and the Conflict Between the WTO and the United States Court of International Trade*, 8 TULANE J. INT'L & COMP. L. 413, 423-4 (2000); Benedini, *id*.
- (94) Earth Island Institute v. Albright, 147 F.3d 1352 (C.A.Fed.Cir. 1998).
- (95) *Id* at 1356.
- (96) United States—Import Prohibition of Certain Shrimp and Shrimp Products, Report of the Appellate Body [hereinafter, *Shrimp AB*], WT/DS58/AB/R, para. 5 (1998).
- (97) WT/DS58/14; *Shrimp AB*, *id*.
- (98) Daley, *supra* n. 47.
- (99) Turtle Island Restoration Network v. Mallett, 110 F.Supp.2d 1005 (C.I.T. 2000).
- (100) United States—Import Prohibition of Certain Shrimp and Shrimp Products, Report of the Appellate Body Report and Report of the Panel pursuant to Article 21.5 of the DSU [hereinafter, *Shrimp 21.5*], WT/DS58/AB/RW, *adopted on 21 November 2001*.
- (101) WT/DS58/23, *adopted on November 21, 2001*.
- (102) Turtle Island Restoration Network v. Evans, 284 F.3d 1282 (C.A.Fed.Cir. March 21, 2002).
- (103) Order on Petition for Panel Rehearing and Rehearing En Banc (C.A.Fed.Cir. August 8, 2002), *available at* <http://www.fedcir.gov/opinions/>

(104) 拙稿、「米国の「メガビット以上の韓国産 DRAMS に対するアンチダンピング措置」、貿易と関税四九卷一一号(二〇〇一)、四三頁。

00-15690.doc.